

第 84 号議案

豊後大野市立小学校設置条例及び豊後大野市立中学校設置条例の一部改正
について

豊後大野市立小学校設置条例及び豊後大野市立中学校設置条例の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

校舎の老朽化による新築移転等に伴い、及び小中一貫教育の効果的な運営を図るため、
豊後大野市立清川小学校及び豊後大野市立千歳小学校並びに豊後大野市立千歳中学校の位
置を変更したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市立小学校設置条例及び豊後大野市立中学校設置条例の一部を改正
する条例

(豊後大野市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 豊後大野市立小学校設置条例(平成17年豊後大野市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第2条の表豊後大野市立清川小学校の項中「豊後大野市清川町砂田1732番地」を「豊後大野市清川町砂田1795番地」に改め、同表豊後大野市立千歳小学校の項中「豊後大野市千歳町新殿761番地1」を「豊後大野市千歳町新殿785番地1」に改める。

(豊後大野市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 豊後大野市立中学校設置条例(平成17年豊後大野市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第2条の表豊後大野市立千歳中学校の項中「豊後大野市千歳町新殿809番地1」を「豊後大野市千歳町新殿785番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。